

どうなる個人情報保護法制？

－個人情報保護条例はなくなるのか－

2020.12.26 弁護士 森田 明

・講師略歴

1982年 横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）に弁護士登録

以後、情報公開、個人情報保護に関するさまざまな市民運動に関与

2004年から 2011年 神奈川大学法科大学院教授（情報公開法制等）

2011年から 2014年 内閣府（現総務省）情報公開・個人情報保護審査会常勤委員

2014年 弁護士再登録

現職 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員

逗子市個人情報保護運営審議会委員

葉山町個人情報保護審査会（審議会機能を持つ審査会）委員

*略語

「個人情報保護法」「個情法」←個人情報の保護に関する法律

「行政機関個人情報保護法」「行個法」

←行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

1 個人情報保護制度の形成経過

○1980年9月 OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の8原則

経済活動における個人情報の流通のために、保護のしくみを構想

「個人情報保護制度の確立が個人情報利用の前提」がEUの考え方

個人情報（個人データ）の定義「識別された又は識別されうる個人（データ主体）に関するすべての情報」

★OECD8原則を前提とする制度の基本的構造

「自己情報コントロール権」→情報の流通は目的に制約される

・個人情報の流れへの本人の関与

取得 適正な取得（目的の特定・明示）

↓

安全管理 漏えい、紛失等の防止

↓

利用 「当該団体の中での目的外での利用」と

提供 「第三者への提供」の原則禁止・例外

↓

廃棄・消去

・本人の権利の保障 本人の開示・訂正・利用停止請求権の保障

・第三者機関による運用の監視

○1981年7月 行政管理庁・プライバシー保護研究会の5原則

○1987年1月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会意見

*（それ以前に）地方自治体（主に市）での制度化進む

- 1988年12月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（旧行政機関個人情報保護法）成立
→典型的な「ザル法」、自己情報コントロール権は不十分
条例にはあった第三者機関（「審議会」）を置かず
- 1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定
→上記旧行個法よりはまし、条例の標準に
都道府県レベルでも制定すすむ
- 1995年10月 EU指令「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」
→OECD8原則を補完する新しい国際的ルール
- 1999年8月 改正住民基本台帳法成立、住基ネットの導入へ
→附則で個人情報保護法制の整備が求められる
- 2003年5月 個人情報保護関連5法成立 資料1-1①
2005年4月 個人情報保護法全面施行
定義など趣旨不明な規定が多い、「謎だらけの法律」
→いわゆる「過剰反応」など現場の混乱大、今も終息せず
- 2013年5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法、マイナンバー法）成立
- 2015年9月 個人情報保護法及び番号法の改正法案成立
→個人情報保護法については、国際標準に合わせる
他方で、個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入
- 2016年 官民データ活用推進基本法
その他、ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く
- 2017年5月 改正個情法、改正行個法施行
→総務省、改正行個法に合わせた条例改正を自治体に迫る
- 2018年5月 GDPR（EUの一般データ保護規則）施行
→同意原則を徹底したルール。個人データの越境移転はGDPRを遵守する場合のみ可能、違反した場合、高額の制裁金
- 2018年9月 （データ移転のための）十分性認定に関する補完的ルール
- 2019年12月 個人情報保護委員会、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」
- 2020年6月 個人情報保護法改正法案成立
2020年8月 個人情報保護制度の見直しに関する検討会、「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（案）」
2020年10月 総務省、「地方公共団体の個人情報保護制度の検討」

2 個人情報保護法 2015年改正の要点 →資料1-2②

3 個人情報保護法 2020年改正の要点 →資料2③

4 今後の改正の方向性

(1) 「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（案）」

→資料3④

(2) 「地方公共団体の個人情報保護制度の検討」

→資料4⑨

5 個人情報保護審議会委員の経験から

(1) 神奈川県

ア 個人情報保護条例改正についての諮問、答申

個人情報の登録、オンライン結合

第47回 31.3.19 から第50回 1.9.17 の4回にわたり審議、答申 →資料5⑫

個人情報取扱事務登録の簡素化・オンライン結合「解禁」へ

イ 特定個人情報保護評価

神奈川県の場合、「第三者点検」として、全項目評価書は審議会に諮問、重点項目評価書は審議会に報告し意見を聴く、基礎項目評価書は審議会に報告 →資料6⑬

第44回 30.7.11 「高等学校就学支援金の支給に関する事務（公立学校）について」等（重点項目評価書）について報告、議論

第45回 30.9.14 前回の上記案件について補足説明（図の差し替えなど）、関連する奨学給付金等の特定個人情報保護評価の報告（基礎項目評価のため）

第46回 30.11.19 前回の案件についての補足説明

同じ問題でも、小規模自治体では基礎項目評価にしかならないため、こうした議論はなく「素通り」となる

ウ 学校・警察情報連携制度の運用状況

第43回 30.5.21、第48回 1.5.27、第52回 2.9.18

今では全国的に行われているが、神奈川県では当初（10位前）の提案について審議会が容易に認めなかつた経過があり、毎年運用状況が報告される。例年、学校→警察よりも警察→学校の数の方が圧倒的に多い →資料7⑭

(2) 逗子市

ア 捜査関係事項照会が多い（非公開で審議し、この部分は議事録も非公開）

平成29年度に2件、30年度に2件、令和元年度に5件

→逗子市は提供の「法令に基づく」例外規定を「通知、送付等が義務付けられている者に限る、任意的なものは含まない」と解釈しているため、個別に審議会に諮問する

他の自治体では、「法令に基づく場合」にあたるとするか、類型的に諮問して答申をしているところが多い。

しかし、実際に審議してみると…

→自治体により対応が異なる典型例。逗子市のような存在は国からすると目障り

イ 学校健診情報の提供

平成29年度第5回 30.1.22 別紙 諮問書、答申 →資料8⑮

ウ 次世代医療基盤法による匿名加工のための情報提供

令和2年度第1回 2.8.27、第2回 2.10.15 答申 →資料9⑯

→法の趣旨として諮問は不要とされているが、逗子市は上記イの考え方から諮問

学校健診情報と介護情報を悉皆的に提供、今後他の情報も提供し、それらを結合した上で匿名加工することには不安感を否定できない。特に逗子のような小規模自治体については匿名加工が徹底できるか疑問

他の自治体では議論自体されない→国はそういう方向に統一したい

(3) 葉山町

ア 校務情報システムの導入

令和2年度第1回 ←全国的な問題、県内で未導入はほぼ最後

イ 番号法運用のための条例改正

28.5.6 答申

ウ 市の施設への防犯カメラの導入について

30.2.7 答申

6 地方自治体から見た今後の法改正の問題点

(1) 審議会による、住民参加のチェックシステムの軽視

逗子市の厳格解釈による諮問（法令に根拠があつても諮問し、審査：捜査事項関係照会、次世代医療基盤法）の意義

審議会は、どこでもほとんどの諮問に対して「適当」と答申する結果になっているが、だからと言って無意味ではない

←行政が諮問にあたり自己点検をすることや、審議会が条件を付けたり、運用上の注意を付言すること、また住民参加で議論し、それが公表されることにより広く問題点が共有される

←特定個人情報保護評価についても同様の意義

(2) 行政機関個人情報保護法の2015年改正に対応する条例改正

神奈川県

→非識別加工情報の導入には抵抗しているが、オンライン結合の解禁に踏み切る

(3) 審議会運用の行政にとっての負担感

特に小規模自治体では大、国の動きに乗ってしまうおそれ

7 まとめ

IT化推進を旗印に、個人情報保護制度が「保護」より「利活用」優先の制度に

そのために地方自治体の独自性を解体する流れ（←「個人情報保護制度2000個問題」）

国立市、あきる野市の「慎重な検討を求める」意見書 →資料10⑯